iShares®
by BlackRock

iシェアーズ　米国債20年超 プレミアムインカム ETF

（愛称:プラスインカム米国債20年超）

追加型投信／海外／債券／ETF／インデックス型

投資信託説明書（交付目論見書）　2026年11月10日

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■iシェアーズ　米国債20年超 プレミアムインカム ETF（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月22日に関東財務局長に提出しており、2025年11月7日にその届出の効力が生じております。

■当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）については、委託会社のホームページにて閲覧いただけます。また、投資信託説明書（請求目論見書）は、ご請求に応じて指定参加者を通じて交付いたします。なお、ご請求いただいた場合には、その旨をご自身で記録をしておいてください。

■当ファンドの投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。

■商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されております。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型投信	海外	債券	ETF	インデックス型	債券・公債／その他資産（ETF）	年12回（毎月）	北米	なし	その他*

*Cboe TLT・2% OTM・バイライト・インデックス（国内投信用、円建て）
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）にてご覧いただけます。

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

ブラックロック・ジャパン株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第375号

設立年月日：1988年3月11日　資本金：31億2,000万円　運用する投資信託財産の合計純資産総額：15兆7,410億円（2026年4月末現在）

＜当ファンドの詳細情報の照会先＞
当ファンドの詳細情報については、以下にお問い合わせください。
電話番号：03-6703-4100（受付時間　営業日の9：00～17：00）　ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

iシェアーズ 米国債20年超 プレミアムインカム ETFは、Cboe TLT・2% OTM・バイライト・インデックス（国内投信用、円建て）（以下「対象指数」または「ベンチマーク」といいます。）の動きに高位に連動する投資成果を目指します。

ファンドの特色

1 ブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）および米国の国債を主要投資対象とし、上場有価証券オプション等を主要取引対象とします。

■効率的な運用を目的として、先物取引等を利用することがあります。

■対象指数の動きと高位に連動する運用を目的として、一時的に純資産総額を超える投資割合で有価証券に投資することがあります。

2 主要投資対象および主要取引対象のいずれかまたは複数を組み合わせることで、対象指数の動きに高位に連動する投資成果を目指します。実質的な債券への投資にあたっては、ブラックロック・グループが運用するETFを活用します。

■委託会社は、主要投資対象および主要取引対象の選択及び組み合わせは、効率性やコスト等を勘案のうえ、決定します。

＜投資対象候補であるETFの概要＞（本書作成日現在）

名称	iShares TLT Premium Income+ ETF
投資目的	投資対象候補のETFのベンチマークであるCboe TLT 2% OTM BuyWrite Indexの変動に概ね連動することを目標とします。
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
上場取引所	Cboe BZX

※投資対象候補であるETFおよびその概要は、今後変更となる場合があります。

■投資対象候補であるETFでは、コール・オプションを売り建てる「カバードコール戦略」を採用しています。

■投資対象候補であるETFのベンチマークの動きには以下のような特徴があります。

＜原資産との相違＞

原資産がコール・オプションの権利行使価格を上回る水準で推移する場合、コール・オプションの権利行使が加味されるため、原資産とカバードコール指標の連動性は低くなり、カバードコール指標は、ほぼ権利行使価格の水準に留まります。

他方で、原資産がコール・オプションの権利行使価格を下回る水準で推移する場合、コール・オプションの権利行使は加味されないため、原資産に比べてコール・オプションのプレミアム相当分だけパフォーマンスが底上げされますが、カバードコール指標と原資産の動きは、概ね同じような動きとなります。

＜留意すべき投資スタイル＞

短期的に上昇相場を予想する場合の投資は留意が必要

原資産がコール・オプションの権利行使価格以上に上昇する場合は、次のコール・オプションを売り建てるまでの間、収益が限定的になります。そのため、短期的に上昇相場を予想する場合の投資は留意が必要となります。

＜原資産との利益・損失の違い＞

原資産と比較して、利益が限定され、損失はコール・オプション売却によるプレミアム分だけ軽減されます。

<当該指数の特性>

原資産がコール･オプションの権利行使価格より低い水準で推移する場合

コール･オプションのプレミアム分だけ底上げされるため、原資産よりも概ね高い水準で推移します。ただし、日々の変動率は、原資産と概ね同じ動きとなります。

原資産がコール･オプションの権利行使価格より低い水準で推移する場合、通常コール･オプションの買方は権利放棄をするため、カバードコール指標は、コール･オプションのプレミアム相当分程度、概ね原資産よりも高い水準で推移します。日々の変動率は、原資産と概ね同じ動きとなります。

原資産がコール･オプションの権利行使価格より高い水準で推移する場合

コール･オプションの権利行使により権利行使価格以上には上昇しません。

原資産がコール･オプションの権利行使価格より高い水準で推移する場合、通常コール･オプションの買方は権利行使をするため、カバードコール指標は、組み合わせた原資産の値上がり分は享受できず、結果、原資産の価格が上昇しても、カバードコール指標はコール･オプションのプレミアム相当分程度を加えた水準よりも上昇しません。

■有価証券の貸付を行う場合があります。その場合、ブラックロック･インスティテューショナル･トラスト･カンパニー、エヌ.エイに有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。

3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4 受益権を東京証券取引所に上場します。

■ファンドの受益権は、いつでも東京証券取引所で売買することができます。

■売買単位は、10口単位です。手数料は売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は株式と同様です。詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問い合わせください。

※取引所での市場価格は取引時間中に変動するものであり、取引所における需給のバランスや売買高の状況、各種取引規制、投資対象市場と取引市場の時差または取引日の相違等の影響を受けることにより、ETFの市場価格は基準価額から乖離することがあります。

5 購入･換金は一定口数以上の申込に限定されます。

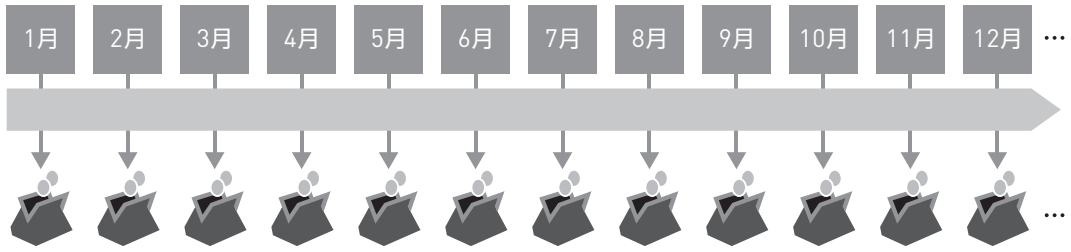
■対象指数に高位に連動するという目的の支障とならないようにするために、購入･換金を対象指数のポートフォリオを構成するために必要な一定口数以上に限定するものです。

6 毎月18日に決算を行い、収益分配方針に基づき決定された分配金をお支払いします。

※ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※当ファンドの分配は、投資対象ETFを通じて得られる米国債のクーポンおよびコールオプション売却に由来するプレミアム部分を源泉とする場合があります。

［イメージ図］



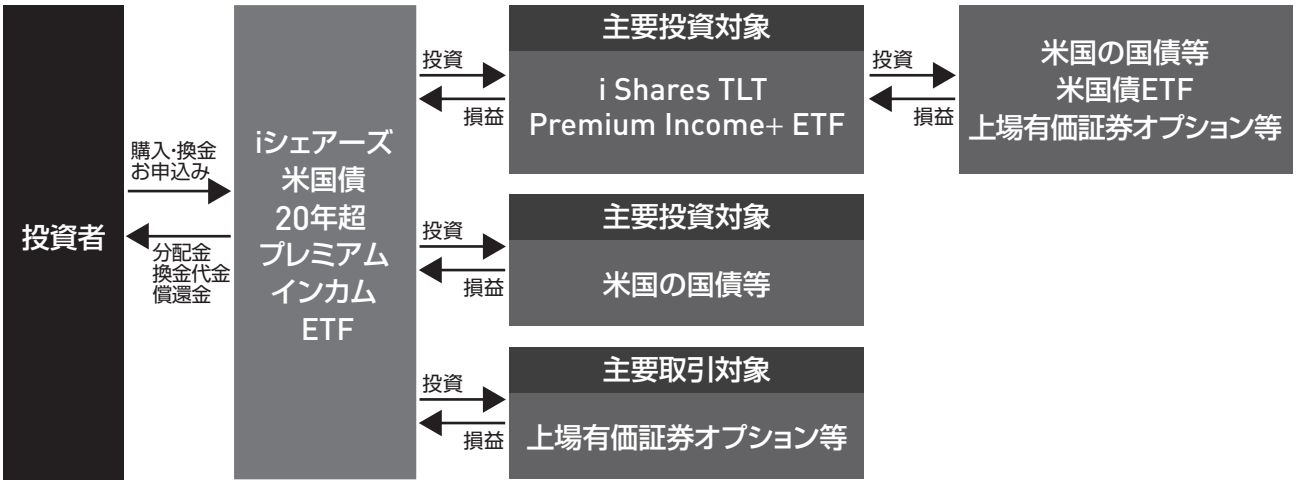
※上図はイメージであり、将来の分配金のお支払いおよび金額について示唆、保証するものではありません。

運用体制

●ファンドの運用･管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
●ファンドの運用については、委託会社の運用部門が統括しています。
●社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは投資委員会等の開催により、各ファンドの投資方針にしたがって運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。
●投資するETFの選定、ならびに債券との投資割合の決定等は、委託会社の定量債券運用部（6名程度）が担当いたします。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

ファンドの仕組み



※投資対象候補のETFの選定、ならびに米国の国債等との投資割合は、委託会社の判断により適宜見直しを行います。

投資制限

■ 債券への投資割合には、制限を設けません。
■ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
■ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

Cboe TLT･2% OTM･バイライト･インデックス（国内投信用、円建て）の著作権等について

Cboe Global Indices, LLCおよびCboe Europe Indices, B.V.（個別にまたは総称して「Cboeインデックス･プロバイダー」といいます。）は、いずれもCboe Global Markets, Inc.の子会社です（Cboe Global Markets, Inc.、Cboeインデックス･プロバイダー、ならびにCboe Global Markets, Inc.の他の子会社および関連会社は、個別にまたは総称して「Cboe法人」といいます。）。

Cboeインデックス･プロバイダーはそれぞれ、インデックスその他の数値（該当する場合）（個別にまたは総称して「Cboeインデックス」といいます。）を管理、計算および配布するインデックス提供会社です。Cboeインデックス･プロバイダーおよびその業務に関する追加情報は、www.cboe.com/indices/で入手可能です。

本文書の記載内容は、サービスの申し出ではありません。本文書の記載内容は情報提供のみを目的としたものです。Cboeインデックスは、特定の個人、法人または団体のニーズに関係なく、（関連する算出方法、ルール、その他の情報に記載されているとおり）市場情報（他のCboe法人が所有および運営する取引所から得た市場データなど）を使用して計算され、管理されます。

（別段の記載がない限り）インデックスの開始日前の日付または期間を対象とするインデックスおよびベンチマーク値（もしあれば）は、開始日において有効な算出方法に従って、過去のデータのバックテストを伴う理論的アプローチを用いて計算されます。バックテストでは、過去のインデックスの算出方法を理論的に適用します。よって実際のパフォーマンスは含まれず、算出方法を将来的に適用した場合に、パフォーマンスが異なる場合があります。バックテストのアプローチでは、仮に特定の前提となる市況が発生した時点で計算が行われていれば下された可能性のある決定の影響を完全に考慮に入れることはできません。この文書で提供されている記載事項、比較、統計その他技術データに関する裏付け文書は、以下のサイトから要求することで入手可能です:www.cboe.com/contact/。

インデックスまたは金融商品の過去のパフォーマンスは、将来の結果を示唆･保証するものではありません。インデックスは、直接投資できる金融商品ではなく、これと連動した金融商品（オプション、先物、投資信託または上場投資信託など）を通じて取引を行うことができるほか、ポートフォリオの運用に役立てることができます。

Cboeインデックス・プロバイダーは、投資アドバイザーでも税務アドバイザーでもありません。本書に記載されている情報に依拠して金融商品の購入、保有または売却の決定を下すべきではなく、インデックスに基づくかどうかにかかわらず、投資の適切性や税務上の影響に関する表明は行われません。本書に記載されている内容は、投資アドバイスとして解釈しないものとします。いずれかの金融商品が対象インデックスのパフォーマンスを正確に追跡する、またはそこから投資に対するプラスの利益が得られるという表明や保証が行われることはありません。インデックスの値とリターンは理論上のものであり、金融商品の実際の取引結果や実際のポートフォリオの値を反映したものではなく、投資商品の売買や保有に要する手数料、税金、その他の費用や、実際の市況や出来事の影響を反映していない可能性があります。Cboeインデックス・プロバイダーは、ブローカーディーラー、仲介業者、投資会社、証券取引所ではなく、実際の金融商品を運用していません。Cboe法人はいずれも、Cboeインデックスに基づいているか否かにかかわらず、第三者によって作成、保証、発行または販売される金融商品を後援、支持、宣伝、運用、販売または管理していません。

本書に含まれるデータ、値、その他コンテンツ(「本コンテンツ」)は、Cboeインデックス・プロバイダーの書面による事前の承諾を得ずに、形式または手段を問わず、コピー、変更、リバースエンジニアリング、複製、配布することも、データベースもしくは検索システムに保存することもできません。また二次著作物(金融商品、サービスまたは指数など)を作成したり、他のデータや情報を検証または修正したりするために本コンテンツを使用することはできません。本コンテンツは、違法な目的または許可されていない目的で使用することはできません。

Cboe法人、その第三者サービス・プロバイダーもしくはデータ・プロバイダー、または商標やインデックスのライセンス提供元(総称して「Cboe関係者」)は、本コンテンツ、商標、戦略もしくは値、またはインデックス値を計算するために使用される算出方法や入力データの正確性、完全性または適時性を保証しません。Cboe関係者は、原因を問わないエラーや不備について責任を負わず、本コンテンツ、インデックス戦略もしくは値、算出方法または入力データの使用から得られた結果についても責任を負いません。本コンテンツ、インデックスおよび関連する戦略と算出方法は、明示、黙示を問わず、いかなる種類の保証(商業性または特定の目的もしくは用途への適合性に関する保証など)も付すことなく、「現状のまま」提供されます。本コンテンツやCBOEインデックスのユーザーは、すべての損失リスクを負います。

上記を制限することなく、適用法により許容される最大限の範囲において、いかなる場合も、Cboe関係者は、いかなる個人または事業体に対しても、あらゆる種類の損害(直接損害、間接的損害、特別損害、偶発的損害、結果的損害、懲罰的損害賠償、逸失利益または機会の喪失を含みますがこれに限定されません。)の賠償につき責任を負いません。このことは、Cboe関係者が上記損害の可能性について通知を受けていたか否かを問いません。上記制限は、請求の根拠が契約、不法行為、過失、厳格責任、その他であるかにかかわらず適用されます。

Cboeインデックス・プロバイダーは、Cboeインデックスを第三者にライセンス供与し、第三者に計算サービスを提供する際に報酬を受け取ります。一部のCboe法人は、金融商品の取引市場を運営しており、証券の発行体、投資顧問、ブローカー・ディーラー、投資銀行、その他金融機関および金融仲介業者を含む多くの組織にサービスを提供しており、それに応じてこれらの組織から手数料その他の経済的利益を受け取ったり、それらの組織に提供することがあります。これらの組織は、Cboeインデックス・プロバイダーのライセンシーまたは顧客である場合があり、Cboeインデックス・プロバイダーは、Cboeインデックスに、これらの組織の証券や関連する証券を含めることがあります。

Cboe®、C2SM、Cboe ClearSM、Cboe Closing Cross®、Cboe DigitalSM、Cboe LIS®、Cboe Futures ExchangeSM、Cboe Global IndicesSM、Cboe Global Markets®、Cboe Options Institute®、Cboe Volatility Index®、Bats®、BIDS Trading®、Buffer ProtectSM、BuyWriteSM、BYX®、BZX®、CFE®、EDGA®、EDGX®、Eris Exchange®、ErisX®、f(t)optionsSM、FLEX®、FLexible EXchange®、HanweckSM、Hybrid®、LiveVol®、NANO®、Options Institute®、PutWriteSM、Silexx®、SRVIXSM、Trade AlertSM、VIX®およびXSPSMは、Cboe法人の商標およびサービスマークです。Cboe法人の商標は、書面による許可を得た場合に限り使用することができ、適用されるCboe法人の商標使用ガイドラインに従う必要があります。本書で使用されている第三者の商標およびサービスマークは、以下に記載されています。「Cboe」商標の下でブランド化されたインデックスの値および算出方法は、該当するCboeインデックス・プロバイダーに帰属します。

Cboe法人は、以下のとおり、本文書またはCboeインデックスに関する他の資料に含まれるインデックスのライセンス許諾を受けている第三者から、複数の商標ライセンスを許諾されています。

- Dow Jones®、Dow Jones Industrial Average®およびDJIA®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の商標またはサービスマークであり、これらは、Cboe法人が特定の目的で使用するためにライセンス許諾されています。Dow Jonesは、Cboe法人によって作成、使用、配布される派生インデックスおよびそれに基づく投資商品を後援、支持、販売または推奨していません。また、Dow Jonesは、これらの派生インデックスに基づく投資商品の投資の妥当性についていかなる表明も行いません。
- FTSE®およびFTSEインデックスは、FTSE International Limitedの商標およびサービスマークであり、ライセンスに基づき使用されています。
- IHS、IHS Markit、CDX、iBoxxおよびiTraxxは、IHS Markit Limitedおよびその関係会社(「IHS」)の商標であり、Cboe法人による使用のためにライセンス許諾されています。本書で言及されているIHS Markitインデックスは、IHS Markitに帰属し、ライセンスに基づき使用されています。IHS Markitは、IHS Markitインデックスを元とする商品を後援、支持または推奨していません。
- MSCIおよびMSCIインデックスの名称は、MSCI Inc.(「MSCI」)またはその関係会社のサービスマークであり、Cboe法人による使用のためにライセンス許諾されています。MSCI、その関係会社、その他MSCIインデックスの作成または編纂に関与する者は、派生インデックスおよび派生インデックスに基づく金融商品(「本商品」)を後援、保証、または支持していません。MSCI、その関係会社、その他MSCIインデックスの作成または編纂に関与する者は、本商品の投資の妥当性についての表明を行わず、明示、黙示を問わずいかなる保証も行わず、またはいずれかの個人もしくは法人がこれらのMSCIインデックスまたはその中に含まれるデータの使用から得られる結果について責任を負いません。本商品を購入、販売、保有する者、その他の個人または法人はいずれも、MSCIの許可が必要かどうかを確認するために最初にMSCIに連絡しない限り、MSCI商号、商標、またはサービスマークを使用してまたはこれらに言及して、本商品の後援、支持、マーケティングまたは宣伝を行わないものとします。

- Nasdaq®、Nasdaq-100®、およびNasdaq-100 Index®は、Nasdaq, Inc.（その関係会社と併せて「本法人」といいます。）の商標であり、Cboe Exchange, Inc.による使用のためにライセンス許諾されています。CBOE Nasdaq-100 Volatility Index（「ボラティリティ·インデックス」）およびCBOE Nasdaq-100 BuyWrite Index（「BuyWriteインデックス」）は、本法人によって派生、維持、公開、計算または配布されることはありません。ボラティリティ·インデックス、BuyWriteインデックスまたはそれらのインデックスに基づく商品の適法性または適合性は、本法人による確認を受けていません。本法人は、そのような商品を発行、支持、販売または宣伝していません。本法人は、ボラティリティ·インデックスまたはBuyWriteインデックスに関して、いかなる保証も行わず、責任を負いません。
- Russell、Russell 1000®、Russell 2000®、Russell 3000®およびRussell MidCap®は、Frank Russell Companyの登録商標であり、ライセンスに基づき使用されます。
- S&P、S&P 500、US500、500、THE 500、SPDR、SPXおよびDSPXは、S&P Dow Jones Indices, LLCまたはその関係会社（「S&P」）の商号または商標です。S&Pは、S&Pインデックスを基にした商品を後援、支持、販売または宣伝していません。S&Pは、そのようなインデックスに基づく投資商品への投資の妥当性について、いかなる表明も行いません。

© 2025 Cboe Exchange, Inc. and its affiliates. All Rights Reserved.

上記の開示事項および免責事項は英文の原文を翻訳したものであり、英文の原文と翻訳内容に矛盾や齟齬がある場合には原文が優先します。

分配方針

月1回の毎決算時（毎月18日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

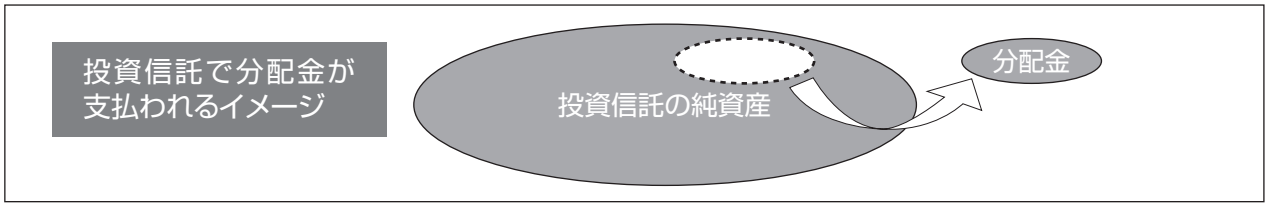
■ 経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益の全額を分配対象額の範囲とします。
■ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
■ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＜追加的記載事項＞

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



※分配金に対する課税については、後記「手続·手数料等」の「ファンドの費用·税金」をご参照ください。

米国での課税の還付金の基準価額への影響について

当ファンドでは、主要な投資対象である米国ETFからの分配に伴い、外国源泉税が課されますが、後日、還付金を受け取る可能性があります。
当ファンドでは、外国源泉税が課された時点において、将来受け取る可能性のある還付金額を合理的に見積もり、未収入金として計上します。
委託会社は、実際の還付金額が確定した際には、見積額との差額をファンドに計上するため、その時点の基準価額にプラスまたはマイナスの影響が生じます。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドに係る主なリスクは以下のとおりです。

■ 金利変動リスク

米国の国債に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 信用リスク

米国の国債に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 為替変動リスク

主として外貨建て資産に投資します。原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ カントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ カバードコール戦略のリスク

当ファンドにおいては、実質的に、コール・オプションを売り建てる「カバードコール戦略」を採用しています。

オプションプレミアムの水準は、オプション売却時の権利行使価格、満期日までの期間、金利水準、配当金額、需給等により決定されるため、変動します。

金利水準の変動等によりコール・オプションの評価値が変動し、損失を被る場合があります。

「カバードコール戦略」では、債券価格が上昇した場合の値上がり益が限定されるため、債券のみに投資した場合に対して投資成果が劣後する可能性があります。

戦略再構築を重ねた場合、債券価格が下落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額の回復は債券価格に比べて緩やかになる可能性があります。

■ 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があり、損失を被ることがあります。

■ 上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になる場合があります。加えて、取引価格と基準価額の乖離が広がる場合があります。

また、投資する上場投資信託証券の選定および投資比率の決定においては、当ファンドのベンチマークとの相関性等を考慮しますが、当ファンドと投資する上場投資信託証券の投資方針または投資対象は完全に一致するとは限らず、当該上場投資信託証券の投資目的が必ず達成されるという保証もありません。

さらに、当ファンドの資産から得られる収益に適用される税率が、ベンチマークにおいて想定される税率と異なる場合があります。

これらの要因は当ファンドにトラッキング・エラーを生じさせる可能性があります。また、当ファンドは特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあり、この場合には、当該上場投資信託証券の価格変動リスクや運営上のリスク（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）の影響をほぼ直接に受けることが想定されます。

その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

◆流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- 金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合
- 投資対象とするETFの価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、当該ETFの上場市場の動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

◆収益分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

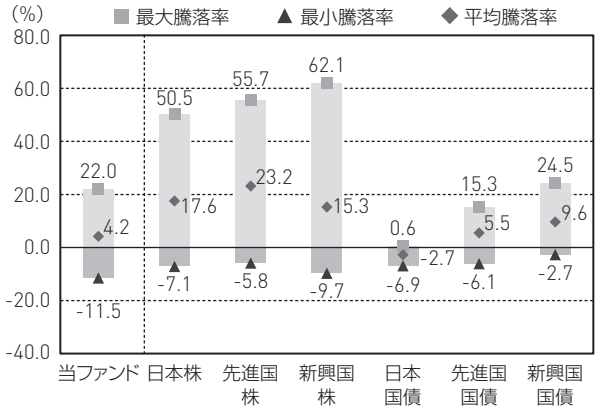
リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測･分析、投資･流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2021年5月～2026年4月）

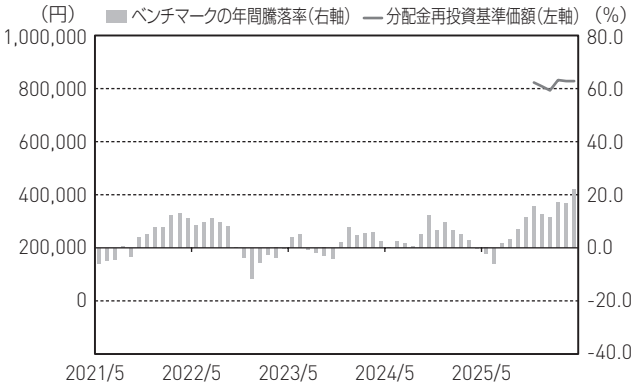


※上記グラフは、過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドの設定日が2025年11月10日のため、設定前の期間のデータはベンチマークの数値を用いて計算しておりますので、当ファンドの実績とは異なります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2021年5月～2026年4月）



※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、当ファンドの設定日は2025年11月10日のため、分配金再投資基準価額については、2025年11月末から表示しております。また、年間騰落率については、ベンチマークの年間騰落率を表示しておりますので、当ファンドの実績とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

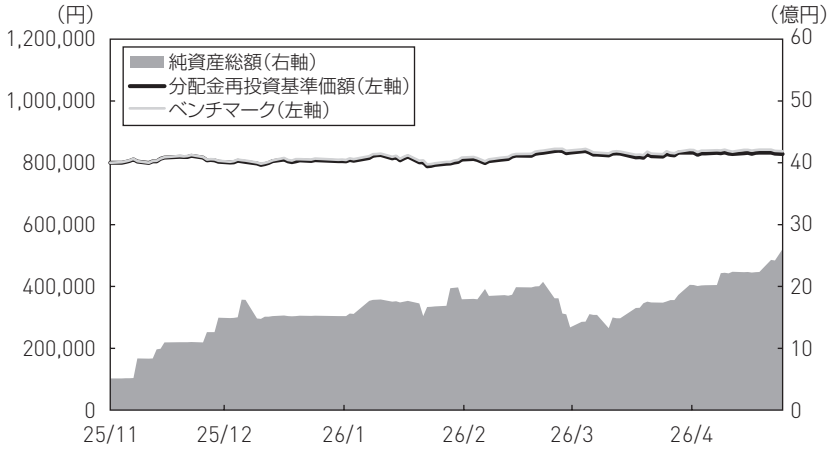
※各資産クラスの指数
日本株……東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株……MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング・マーケッツ指数（配当込み、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国国債…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

<各指数について>
東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値および東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ指数（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケッツ指数（配当込み、円ベース）は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
NOMURA－BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA－BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA－BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、 J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

運用実績

2026年4月末現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額（1,000口単位）は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧下さい。また、ベンチマークについては、設定時を800,000とした指数値で表示しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配金の推移

設定来累計		28,600円
第1期	2025年12月	4,600円
第2期	2026年1月	5,000円
第3期	2026年2月	6,200円
第4期	2026年3月	7,000円
第5期	2026年4月	5,800円

※分配金は税引前、1,000口当たり

主要な資産の状況

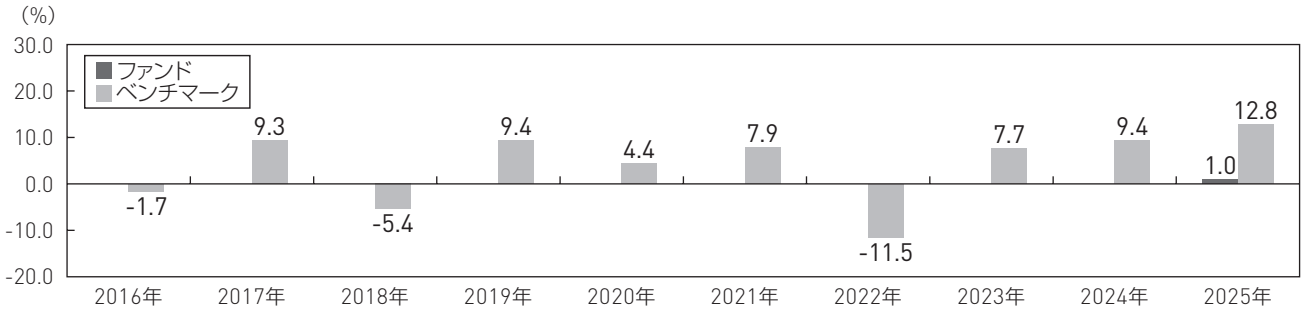
ETFの主な資産の状況

※当ファンドが投資しているETF「iShares 20+ Year Treasury Bond BuyWrite Strategy ETF」の状況です。比率については、当該ETFの純資産総額に対する割合です。

	銘柄	種類	比率（%）
1	ISHARES 20+ YEAR TREASURY BOND ETF	外国投資信託受益証券	99.9
2	BLK CSH FND TREASURY SL AGENCY	外国投資信託受益証券	0.2
3	USD CASH	キャッシュ	-0.0
4	MAY26 TLT US C @ 89	オプション	-0.1

年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。
※2016年から2024年はベンチマークの年間収益率を表示しています。
※2025年は、ファンドは設定日（11月10日）から年末までの収益率を、ベンチマークは年初から年末までの収益率を表示しています。



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

手続･手数料等

お申込みメモ

購入単位	購入単位については、指定参加者*または表紙の<当ファンドの詳細情報の照会先>に記載の電話番号までお問い合わせください。 *指定参加者とは、委託会社が受益権の購入および換金を行なう者として指定した第一種金融商品取引業者とします。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額に追加信託執行コスト相当額を加算した額、または購入受付日の翌営業日の基準価額* *当該基準価額にて購入の際は追加信託執行実額調整金が加算または控除されます。 ※ファンドの基準価額は、1,000口当たりで表示されます。 ※追加信託執行コスト相当額および追加信託執行実額調整金の詳細については、P13の「ファンドの費用」をご覧ください。
購入代金	指定参加者が定める日までにお支払いください。
当初元本	当初元本は1口当たり800円です。
換金単位	換金単位については、指定参加者または表紙の<当ファンドの詳細情報の照会先>に記載の電話番号までお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額から一部解約執行コスト相当額を差し引いた額、または換金受付日の翌営業日の基準価額* *当該基準価額にて換金の際は一部解約執行実額調整金が加算または控除されます。 ※一部解約執行コスト相当額および一部解約執行実額調整金の詳細については、P13の「ファンドの費用」をご覧ください。
換金代金	換金代金の支払開始日は原則として、換金受付日から起算して2営業日目、3営業日目又は4営業日目のいずれかとし、株式会社日本証券クリアリング機構の債務振替制度の適用の有無に応じて決定される日から指定参加者においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は指定参加者によって異なることがあります。詳細は指定参加者にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年11月10日から2027年1月15日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入･換金制限	大口の購入または換金の申込には制限を設ける場合があります。
購入･換金 申込不可日	次の1.から5.の期日および期間については購入および換金に応じない場合があります。 1.ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨーク市の銀行の休業日 2.連続する海外の休業日･休場日等または日本の休業日･休場日等により、当ファンドにおいて資金不足が生じる可能性があると、委託会社が認めたとき 3.計算期間終了日（決算日）の2営業日前から前営業日までの間（ただし決算日が休業日の場合は、決算日の3営業日前から前営業日までの間） 4.委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれがあると認めたとき、ならびにやむを得ない事情が生じたとき 5.上記1.から4.のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれがあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
購入･換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、約款に定める「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれがあると認めたとき、および委託会社が必要と認めるときは、受益権の取得申込･換金請求の受付の中止、受益権の取得申込･換金請求の受付の取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限（設定日:2025年11月10日）

繰上償還	設定日から1年経過の日以降に信託財産の純資産総額が100億円を下回っている場合、もしくは投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合等には、信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。 また、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、または、対象指数が廃止された場合等は、繰上償還させます。
決算日	毎月18日
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。
信託金の限度額	信託金の限度額は10兆円とします。
公告	投資者に対してする公告は、電子公告により次のアドレスに掲載します。 www.blackrock.com/jp/
運用報告書	運用報告書の作成･交付はいたしません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		（各費用の詳細）
購入時手数料	指定参加者が定める購入時手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。詳細は、指定参加者にお問い合わせください。	購入時の商品説明、購入に関する事務手続き等の対価
追加信託執行実額調整金および一部解約執行実額調整金	購入時、換金時において有価証券売買取引で実際に発生した執行コストを投資者に負担いただきます。	※詳細については、次ページの「追加信託または一部解約時にかかる執行実額調整金または執行コスト相当額について」をご覧ください。
追加信託執行コスト相当額および一部解約執行コスト相当額	購入時、換金時において、購入・換金受付日の翌営業日の基準価額に委託会社が定める率を乗じて得た額が追加信託執行コスト相当額・一部解約執行コスト相当額としてかかります。	※詳細については、次ページの「追加信託または一部解約時にかかる執行実額調整金または執行コスト相当額について」をご覧ください。
換金（買取）時手数料	指定参加者は、投資者が換金を行うときおよび受益権の買取りを請求するときは、当該投資者から、指定参加者が独自に定める手数料（消費税等相当額を含む。）を投資者から徴収することができるものとします。詳細は、指定参加者にお問い合わせください。	換金（買取）に関する事務手続き等の対価

※追加信託執行実額調整金および一部解約執行実額調整金の金額は随時変動するため、上限等を本書に表示することはできません。

※追加信託執行コスト相当額および一部解約執行コスト相当額の料率は、随時変動するため、上限等を本書に表示することはできません。適用となる追加信託執行コスト相当額および一部解約執行コスト相当額の料率は、原則として購入受付日および換金受付日の前営業日に指定参加者に提示されます（ただし、やむを得ない事情が発生した場合はこの限りではありません）。各営業日に適用になる料率については、指定参加者にお問い合わせください。

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※購入時手数料、換金（買取）時手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

（追加信託または一部解約時にかかる執行実額調整金または執行コスト相当額について）

当ファンドの追加設定･一部解約時に、追加設定または一部解約に伴う有価証券売買取引等のコスト（以下、「執行コスト」といいます。）は、当ファンドの信託財産から支払われ、基準価額に反映されます。
当ファンドでは、当該執行コストを追加設定または一部解約を行った投資者に負担していただくために追加信託執行コストおよび一部解約執行コストを設けております。
追加信託執行コストおよび一部解約執行コストを設けることにより、追加設定または一部解約により生じる執行コスト等を追加設定または一部解約を行った投資者に負担いただくことにより、その他の投資者への影響を最小限にすることで、投資者間での公平性を保つことを目指します。

委託会社は、委託会社の判断で次の2つの執行コスト方式のいずれかを適用します。
執行実額調整金方式では、当ファンドの追加設定または一部解約に伴い実際に生じた執行コストを負担していただくため、執行コストによる信託財産および基準価額への影響を最小限に抑えることができます。当方式では、一部の例外を除き、追加設定または一部解約の申し込み後に執行コストが確定することから、申込時には執行コスト額を確認することができません。
執行コスト相当額方式では、執行実額調整金方式とは異なり、実際に生じた執行コストではなく、推定コストに基づきあらかじめ定められた料率で算出される執行コスト相当額を、追加設定または一部解約を行う投資者に負担いただきます。
執行コスト相当額は、あらかじめ定められた料率で算出されるため、申込時に料率について確認することができます。執行コスト相当額方式は推定コストを基に算出しているため、実際に生じる執行コストと乖離が出ることがあります。実際に生じた執行コストが執行コスト相当額を上回る場合には、上回った額についてはファンドから支弁されます。したがって、当ファンドを保有する投資者（追加設定または一部解約を行った投資者以外の投資者）も、追加設定または一部解約を行った投資者のために生じた執行コストの一部を間接的に負担することになります。
一方、実際に生じた執行コストが執行コスト相当額を下回った場合には、追加設定または一部解約を行った投資者は実際にかかった執行コストより多くファンドに支払うことになり、その差額はファンドに帰属します。

（1）執行実額調整金方式

追加設定･一部解約時において、当該追加設定または一部解約に伴う有価証券売買取引において実際に生じた執行コストを執行実額調整金として投資者に負担していただきます。有価証券売買取引に伴う為替および予約為替の約定のコストについては、基準価額に委託会社があらかじめ定める一定の率を乗じて算出した額を負担していただきます。なお、委託会社の判断で当該為替および予約為替約定にかかるコストを課さない場合もあります。執行実額調整金は、以下の①～③の合計で算出することとします。

① 組入銘柄の売買における約定価格と純資産総額を算出する目的で組入銘柄を評価する価格の差分
② 委託会社があらかじめ定める組入銘柄の売買に伴う為替および予約為替の約定の推定コスト
③ 組入銘柄等の取引に伴い別途徴収される手数料、税金その他の諸費用

ただし、市況動向その他やむを得ない状況等によっては、算出方法が上記とは異なる場合があります。
個々の追加信託･一部解約取引ごとに執行実額調整金が異なる場合があります。購入金額（また換金金額）は、執行実額調整金の金額に応じて、購入価額（または換金価額）に当該購入（または換金）にかかる口数を乗じて得た金額に当該執行実額調整金を加算または控除して算出されます。
追加信託執行実額調整金および一部解約執行実額調整金の金額は、随時変動するため、上限等を本書に表示することはできません。

（2）執行コスト相当額方式

執行コスト相当額方式とは、（1）執行実額調整金方式とは異なり、委託会社が定める率を追加信託執行コスト相当額または一部解約執行コスト相当額として追加設定･一部解約時に投資者に負担していただくものです。
執行コスト相当額は、以下の①～④を主たる計算要素として、①と②の差分または③を、④に応じて加重平均することにより算出することを基本とします。

① 当ファンドの純資産総額を算出する目的で組入銘柄を評価する価格
② 組入銘柄を売買する場合の推定取引価格
③ 組入銘柄等の取引に伴い別途徴収される手数料、税金その他の取引コスト
④ 組入銘柄の当ファンドにおける組入比率

また、購入時の追加信託執行コスト相当額と、換金時の一部解約執行コスト相当額は、それぞれ別々に定められます。上記にかかわらず、算出時点での市況動向や運用状況等に応じて、売買する銘柄の推定取引価格や取引コストを推計するうえで有効と判断されるその他の要素を、適宜勘案して計算する場合があります。また、購入および換金の申込が一定口数を上回る場合、前営業日に提示された料率が、再計算のうえ、変更となる場合があります。

<table>
<tr><th colspan="4">投資者が間接的に負担する費用</th><th>（各費用の詳細）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">運用管理費用
（信託報酬）</td><td colspan="3">【実質的な負担】
ファンドの実質的な運用管理費用は、以下（A）と（B）の合計となり、年0.605%（税抜 0.55%）程度となります。
※投資するETFの投資比率や報酬率が変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="3">（A）当ファンドの運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に対して年0.605%（税抜 0.55%）以内の率を乗じて得た金額
※運用管理費用（信託報酬）の料率は、毎月の運用状況（投資するETFの投資比率および報酬等の料率）に応じて所定の方法により決定されます。
※運用管理費用（信託報酬）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</td><td>運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr>
<tr><td rowspan="2">運用管理費用の配分</td><td>（委託会社）</td><td>年0.5775%
（税抜0.525%）以内</td><td>ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等の対価</td></tr>
<tr><td>（受託会社）</td><td>年0.0275%
（税抜0.025%）</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr>
<tr><td colspan="3">（B）投資するETFの報酬等
投資するETFにおいて報酬等がかかりますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することはできません。また、報酬等は、ETFの運用会社等に支払われます。</td><td>—</td></tr>
<tr><td>その他の費用・手数料</td><td colspan="3">上場に係る費用、対象指数の商標の使用料について、ファンドの純資産総額の年0.055%（税抜0.05%）を上限として、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。
ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等は、その都度もしくは日々計上され、その都度もしくは毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。
投資するETFに係る保管報酬、事務処理に要する諸費用等が当該ETFにおいて支払われます。
有価証券の貸付を行った場合はその都度、信託財産の収益となる品貸料の2分の1相当額以内が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。
※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</td><td>•ファンドの諸経費：ファンドの財務諸表監査に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等
•売買委託手数料：組入有価証券の売買の際に発生する手数料
•外貨建資産の保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用</td></tr>
</table>

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。
※運用管理費用（信託報酬）およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

■ 税金

·税金は表に記載の時期に適用されます。
·以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 分配金に対して20.315%
売却時、換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2026年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

・直近の計算期間(2025年11月10日から2026年4月18日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②+③)	① 当ファンドの運用管理費用の比率	② 当ファンドのその他費用の比率	③ 投資先ファンドの運用管理費用の比率
0.64%	0.22%	0.07%	0.35%

※当作成期中の運用·管理にかかった費用の総額を当作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
※各費用は、原則として、売買委託手数料及び有価証券取引税を含みません。
※各比率は、年率換算した値です。
※投資先ファンドとは、このファンドが組入れている投資信託証券です。
※投資先ファンドには運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、上記には含まれておりません。
※有価証券の貸付を行う場合、信託財産の収益となる品貸料の一部(最大2分の1相当額)が運用の委託先等へ報酬として支払われます。この報酬(ファンドにとっての費用)は、ファンドの収益に応じて発生するため、総経費率やその他費用の計算には含めておりません。
※上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

iShares®
by BlackRock

NM1126U-6094589-17/17